

幕別町保育実施条例の「保育に欠ける事由」と幕別町保育の 必要性の認定に関する条例の「保育の必要性の事由」比較表

平成26年8月19日(火)
幕別町次世代育成支援対策協議会
資料3-1

幕別町保育実施条例第2条	幕別町保育の必要性の認定に関する条例第3条
○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること【本文】	○以下のいずれかの事由に該当すること【本文】 ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
①昼間労働することを常態としていること(居宅内・外を問わない。) 【第1号、第2号】	①就労【第1号】
②妊娠中であるか又は出産後間がないこと 【第3号】	②妊娠、出産【第2号】
③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること【第4号】	③保護者の疾病、傷害【第3号】
④同居の親族を常時介護していること 【第5号】	④同居又は長期入院等している親族の介護・看護【第4号】
⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること【第6号】	⑤災害復旧【第5号】
⑥前各号に類する状態にあること。 【第7号】 具体的には、 ・長期入院等している親族の介護・看護 ・求職活動 ・虐待やDVのおそれがあること ・育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	⑥求職活動(起業準備を含む。) 【第6号】 ⑦就学(職業訓練等における職業訓練を含む。) 【第7号、第8号】 ⑧虐待やDVのおそれがあること【第9号、第10号】 ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること【第11号】 ⑩その他、上記に類する状態として町長が認める場合【第12号】

※括弧書きは対応する条文を記載している。